

『中期計画 2007—2010 常任理事会案』への批判

2006/09/13 立命館大学経済学部 藤岡 惇

「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」

(国際人権規約「経済的社会的及び文化的権利にかんする国際規約」13条、1979年より)

「世界の高等教育機関相互の連帯と協同という原則は・・・決定的に重要である。・・・協力し合う機関の相互利益に平等に役立つという原則、国境をこえて知識とノウハウを共有するという原則が、・・・高等教育諸機関の関係を律するべきであり、とくに最後発諸国の利益には特段の配慮が払われるべきである」(ユネスコの「21世紀の高等教育宣言」1998年より)

はじめに

本年5月8日付けで起草委員会が作成した中期計画案が公表された。この草案にたいして、全学から批判的な意見が噴出した。これらの批判の一部をとりこみ、一定の補正をほどこしたうえで、6月22日に常任理事会としての中期計画案——『2010年の立命館——世界に開かれたアジア太平洋の学術拠点へ』が公にされた。

全学の議論をふまえて、相当の補正をされた常任理事会の努力には敬意を表するが、なお賛成できない論点が多数、存在する。『大学審議会答申』以来、日本の支配的グループは、新自由主義的な「大学再編」「公教育再編」の道を追求してきた。わが学園のなかでも、このような再編の動きと連動（ないしは先取り）しながら、立命館学園を改変しようとする動きが現れてきたが、今回の補正によって「中期計画」が、新自由主義的な「大学再編」「公教育再編」と手を切るものとなりえたかということ、そうとはいえない。細部はこんごも議論するので、今回は「基本方向として合意して頂きたい」(4ページ)と「中期計画」文書は述べているが、「基本方向としても合意」できるものとはなっていないと判断する。

以下、その理由を述べていきたい。

1. 情勢認識の問題点(1) —— 「知の国際競争時代」という認識の一面性

熾烈な「知の国際競争時代」に私たちは生きている――これが、情勢認識における「中期計画」のキータームだ。この競争下で日本国が生き残るには、「国際的通用性のある世界水準の研究と教育」を展開すべきであり、立命館学園は、その点で先駆的役割を担うと、「中期計画」文書（以下、「本文書」と略）は、述べている。

これに対して、全学議論のなかで「知の国際共同の世紀」に入ったと捉えるべきであり、ここに「人類の知の普遍的価値を追求すべき大学の存在価値がある」のではないかという批判が加えられた。この批判にたいして、本文書は、たしかに「知については、その特性から普遍性という点では『国際共同』が進むという側面も否定できない」として「批判」を一部認容するかのように装いながら、実際には「近い将来に国家が無くなるとは考えられず、国家単位の競争も無視できない」（10 ページ）ので、「国際競争」に参加する必要があるとして、結局は草案の立場に舞い戻っている。実質的には何も変わっていないのである。

翻って考えるに、「国際競争下にある『知』」とは何か。『知』の生産は、すべて熾烈な国際競争のもとにあるのだろうか、置かれるべき筋合いのものであろうか。

周知のように「知」には、その性格におうじて、つぎの3つの領域がある。哲学の知、科学の知、それに技術の知だ。知的財産権の対象にされて、企業や国家が熾烈に国際競争を展開している「知」の中心は、あきらかに技術の「知」（あるいは近接した一部の応用科学の知）だ。特許権、著作権、意匠権などの対象となる「知」は、金儲けと結びつきやすい。だから企業の研究所がこの種の知の独占をめざして投資するのだ。このような種類の「知」の開発については、企業間・国家間で競争が行われていることは否定できないだろう。しかし同時に知的財産権の過度の重視は、貧富の格差を助長し、人権を侵害したり、人類の知的創造力の根を枯らすとして、「知的財産権」自体を制限しようという市民運動が地球規模で広がっていることも忘れてはならない。

それとたいして、「科学の知」、「哲学の知」というのは、元来、所有・独占・秘匿の対象とはされない公共性の高い営みの産物である。そのために公共の資源で、科学者や哲学者の営為は支援され、その産物は、公共財として、無償ないし安価に民衆に普及されてきた経緯がある。「すべての国は、科学的知識を共有しなければならず、健康不良な人々を減らすために、協力しあわねばならない」（「科学と科学的知識の利用に関する宣言」 1999年）からである。

しかるに本文書は、特許権、著作権、意匠権などの対象となる技術「知」（ないし一部の応用科学の「知」）をもって、大学で生み出すべき「知」一般と同一視し、民間企業や政府の産業政策担当者の主張を、立命館学園の「知」のありかたに機械的に適用しようとする。そのため経済界や政府機関から「外部資金」を調達しやすい分野、お金になりやすい分野をかぎわけ、学園の教学の重心をこの分野に敏速に移していけるようにしたい、とする。本文書は、「学部・専門分野の統廃合」を柔軟にできるしくみの創出を提起しているが、その背景がここにあるのであろう。

したがって、基礎研究や学術研究よりも応用研究、技術研究が重視され、教育の領域でも、すぐに売れる専門職を養成できる分野が重視されるのは当然となる。学士課程のレベルでも、過度に専門的な学部の新設がやまないのは、そのためであろう。

目先の金銭的利得を重視するあまり、学問のバランスのとれた総合性が失われ、学問研究の土台がやせ細っていく恐れはないか。学問研究の「高度化」といいながら、学部専門主義の伝統の強い立命館大学の条件のもとでは、現実には「細分化」・「瑣末化」に帰結してしまうのではないか。その結果、技術開発や応用研究の生産性も、深いところから蝕まれ、結局は、産業界の真のニーズに応えられなくなってしまうのではないか。また教育面でも、総合大学のメリットが失われ、総合的人間力に欠けた「専門バカ」を輩出することになり、学生と産業界の本当のニーズから遊離してしまうのではないかと危惧するしだいである。

2. 情勢認識の問題点（2）——公教育は商品か、人権か

1979年に国際連合で採択された「国際人権規約「経済的社会的及び文化的権利にかんする国際規約」の13条には、つぎのように書かれている。

「この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

しかるに本文書では、公教育の公共性について人類社会が到達した、このような「世界水準」にかんする認識が欠けている。じっさい、これまで私学助成運動を展開する中で、私たちの先輩が築いてきた「国民の学習権」という思想、国連が定めた「高等教育の無償化原則」への言及が一箇所もないし、「私学助成」運動が必要だという指摘さえ、みごとに消えている。

その背景には何があったのだろうか。この点を探る上で参考になるのは、「日本経済新聞」上で2003年になされた川本理事長のつぎの発言である。

「私学出身の方が圧倒的に多いのに、何で国立にあんなに税金で援助しないといけな
いのですか？・・・圧倒的多数の国立大学は民営化すべきである。・・・民営化して、東大
なんて授業料を300万円か400万円ぐらいにしたらいんです。その上で、経済的に困難
な人たちには、抜本的な奨学金改革で支援してやればいい。」（『日本経済新聞』2003年5
月25日付け）

学問と教育の公共性を不問に付して、イーコル・フィッティング（対等な競争条件）のもとで、「顧客」の支持を競う「市場競争」をさせてほしい、というわけだ。学士課程のレベルでも、「世界水準」に反してまでも職業的専門教育を重視して、即戦力として売り込めるようにしたいという志向の背景には、新自由主義的エコノミストと共通する人間観、公

教育観が隠されているのではないだろうか。

3. 学園の管理運営のありかた

——トップダウンにもとづく「知の企業体」か、全構成員自治にもとづく「知の共同体」か

本文書では、「全学構成員の議論をふまえ、学園の改革をすすめてきた」（10 ページ）ということをお先では認めながら、「知の国際競争」にうちかつために、大学といえども、「俊敏な経営体」としての力量を高めねばならぬと説く。本年7月の最後の業務協議会で理事長が言い放った言説——「組合の強すぎるころでは、学園はつぶれる」、「今日のきびしい情勢のもとでは、トップの力量が決定的に重要だ」、教職員も路頭に迷いたくなければ「トップの才覚を信頼し、ついて来てほしい」という言説につながっていくのは当然だ。

しかし大学・学園というのは、民間企業と同質の組織体であるのか。またあるべきなのか。ぜひとも欧米の大学史を解明した本を紐解いてもらいたい。歴史と伝統を誇る先進国の名門大学というのは、「中世の僧院」の伝統をひきつぐ公共原理にもとづく「自治体」である。経済界を律する「企業体」原理とは異なる行動原理に立つところに、「社会の木鐸」というか、「冷静なストッパー役」としての大学の存在意義と魅力があるのだ。

日本でも遅ればせながら、戦前の軍国主義時代の権力の暴走を二度と許さないという反省に立って、2つの自治の制度——地方自治と大学自治の制度が形づくられた。大学の自治というのは、知の民主主義（学問の自由と国民の学習権）を保障するために生み出されたものであって、その清算ではなく、その創造的発展をこそ構想すべきではないか。

今日、民間企業体にあっても、経済と蓄財の論理だけでは「エクセレントな経営」ができないし、「成果主義」の報酬体系では、働くものの意欲を引き出せないことにも気がついている。学園「ガバナンス」の構築にあたっては、民間企業の「時代遅れとなった管理運営」を物まねするのではなく、参画民主主義時代の到来をふまえた、「知の共同体」にふさわしいシステムを構築すべきだ（たとえば、理事長のリコール制やテーマを決めた直接投票制度、代議制の大学セネート、学生処罰・表彰にあたっての学生陪審員制度など）。しかし本文書のなかに、「全面参画型社会」を展望したこの種の提起がないのは残念である。

4. 「21世紀のグローバル時代を担う人材」をどう育成すべきなのか ——学士課程教育の目的と教養教育の未来についての混迷

本文書の第3章は、「21世紀のグローバル時代を担う人材」をどう養成したらよいか、というテーマの解明にあてられている。学士課程教育のレベルに限定すると、「国際的通用性」（「草案」段階では、意味不明の「世界水準」となっていたが、こう修正されている）を高める方向で「教育の質」を向上させるというフレーズが繰り返して使われているが、内容的に実に空疎な章となっている。なぜかという、「教育内容の質」を測るということは

言われても、学士課程教育の到達目標という肝心なところが解明されていないからだ。

対照的に 1998 年にユネスコ総会で採択された「高等教育宣言」では、この点についてはまったく迷いが無い。「宣言」は、2つの目標を明確に提起している。①「労働の世界との連携」を強化して、「専門的な職業能力」をもった「よき勤労者」を形成すること、②「人権、持続可能な開発、民主主義、および平和」を担う「よき市民」を形成することである。

この2つの柱のどちらに重きを置くのが適切なのかは、当該の学問の性格、学生実態、社会で求められる力の解明のなかから決まってくるものであろう。職業的能力の形成と結びつきやすい学問分野（専門学部）は、おなじ大学のなかでも「プロフェッショナル・スクール」に位置づけられ、学士課程レベルでは、「一定の教養をもった中級専門職業人」の養成が到達目標となる（一定の教養をもった高度専門職の養成は、専門職大学院の課題）。これにたいして、市民的な主権者能力の形成と結びつきやすい学問分野は、「リベラルアーツ・カレッジ」（あるいは「カレッジ・オブ・アーツアンドサイエンス」）傘下の学部となり、「一定の専門性をもった教養人」の養成が目標となる。後者のばあい、「学部専門科目」の履修は、学士号取得に必要な単位数の三分の一程度でよく、学部の中の壁は、日本の大学よりもはるかに低いのが普通だ。これが、世界水準の「学士課程教育」なのだ。

立命館大学では、こんご学部の中の壁を下げていくべきか、上げていくべきか。社会の要請と学問・専門学部の性質を勘案しつつ、この問題を解いていくことこそが、「中期計画」策定のために、最初に行うべき課題であったはずだ。個々の専門学部が、自らの学問の専門性の性格に立脚して、この問いに確固として答えることこそが、学士課程教育の再設計のために前提であったはず。しかし「中期計画」では、この作業がまったくおこなわれていない。

文書の 9—10 ページには、「立命館の特色と強み」の第一に「教学理念の『平和と民主主義』という教学的立場が明解だ」という点をあげているが、じっさいには、BKCでは、平和学関連の科目は、3 回生以上対象に 2 クラス（1.6 万人の学部学生にたいして）設けられているだけだ。情報理工や理工学部の学生のほとんどは、立命館の教学理念に接する機会なしに卒業していくようになってしまった。理工系学生の中の学ぶ意欲の低下の奥底には、科学技術の研究が、本当に地球の生命の幸せにつながっているのかという「科学技術への深い懐疑」がある、と川村副総長が述べておられたが、このような問いに答えられる質をもった教養教育のコア・カリキュラムの構築が、立命館大学では著しく遅れている。

BKCには多様な「学部」が乱立しているが、この多様な扇を束ねる「要」になるのが、教学理念であり、「文理総合の哲学」であり、真の教養教育ではなかったか。この「要」がなくなったとき、扇はばらばらに分解し、「総合大学」が解体し、雑多な単科大学が同居しているだけの学園に変質してしまう。そのような曲がり角に、いま立命館は立たされているのではないか。

細分化された知識はたくさん詰め込まれているが、自尊感情が異常に低いという日本の学生の実態はなぜ生まれているのか。社会で通用する力（総合的人間力）とは何かといった角度からも、教養教育と専門教育の改革がなされるべきであろう。この線にそって本文書の第 3 章は全面的に書き改められることを望みたい。

5. 学園自治の担い手としての学生の参画システムを前進させるのか、「運動体民主主義」の悪しき遺産として、清算していくのか。

ユネスコの「高等教育宣言」は、その10条でこう述べている。「国および教育機関の長は、・・・学生たちを大学改革のための主たるパートナー、責任ある当事者とみなすべきである。・・・学生は組織をつくり、代表者を立てる権利を有しており、学生にかかわる問題については、学生の関与が保障されるべきである。」

これまで大学当局と学生のあいだの関係をどう律するべきかをめぐっては、(1) 知識を注入するなど、きびしくしつけるべきだという考え方と、(2) 自由を与え放任するべきだという両極端の考え方にブレる傾向があった。これにたいして、立命館学園は第3の方法を編み出してきたとあってよい。学びの目的・内容・方法のすべてのレベルで学生の責任ある参画を追求するという方法がそれである。この第3の道こそが、ユネスコ「高等教育宣言」の指し示す「世界水準」の道であり、学園創造の重要な原則として継承していくべきだと考える。

21世紀は「高度参画型社会」の形成をめざす民主主義の世紀となるとすれば、「全構成員自治の原則」に確信をもち、これを創造的に発展させていくべきであろう。じっさい「教育」とは、元来、コミュニティが自らの後継者を育てようとする「公共的営み」であったし、学生と教師と社会とが織り成す響き合いの「運動」であった。じっさい立命館大学では、新入生を支援するオリター制度が、学生自治会の運動に新たな地平を切り開いているし、米国の名門大学における学生自治会の果たしてきた積極的な役割、北欧、とくにフィンランドの高学力を支えている学生自治の役割などにもっと学ぶ必要があるだろう。

6. 安心して学園創造にうちこめる、人間尊重の新たな財政政策の策定を

これまでは①教学優先の原則、②全構成員自治のしくみ、③相対的低学費政策（国民の学習権を守りつつ、学費に見合う以上の教学を学生に提供する公約）、④教職員の生活と権利を守る教職員組合の運動が、わが学園においてマネーの暴走を許さない制御棒となってきた。しかしここ10年の間に、これらの制御棒がほとんど機能しない状態となってきた。

学園財政における帰属収入のなかの人件費比率をみてみよう。この比率は、1980年代後半から法則的に低下するようになった。1996年にはすでに（大手10私大最低の）40.8%に落ち込んでいたが、まだなんとか4割台をキープしていた。しかしその後10年間、この比率は、いっそう低下し、2005年度には35.9%まで下がってしまった。

2005年のデータで、他の大手私立9大学との間で、同じ比率を比較してみよう。立命について低いのが早稲田大学で46.9%、9私大の平均は51.7%である。第2位の大学より

も 10%以上も低いというダントツの「最下位」であり、9 私大平均からすると、じつに 15%以上も低いという異常な学園に立命館はなってしまった。

昨年・今年とまともな理由も提示せずに、一時金の 1 か月カットを強行した理事会の姿勢に、BKCの専任教員の過半数が、深い失望と信頼感の低下を表明する文書に署名したが、このような行動の背景には、このまま放置しておく、わが学園における人的資本と「社会信頼資本」の衰退には歯止めがきかなくなるという奥深い不安感があったのであろう。

大学・学園というところは、「人こそ宝」、「信頼関係こそが宝」であるから、帰属収入中の人件費比率を 10%アップさせ、当面 45%のラインに戻すことを財政政策の根幹にすえる修正を加えた上で、財政政策は根本的に書き改めるべきであろう（45%にしても、大手私立大学のなかでなお最低の地位がつづくが）。

7. 岐路にたつAPU

——APUが真の発展の道に立つまでは、連携強化には慎重であるべき

本文書の 16 ページには「立命館大学とAPUの協力で相互の強みを活かした国際学術拠点づくりを進める」という課題が提起され、これこそが「戦略的課題のコア」だとも位置づけられている。

たしかに持続可能で平和で繁栄した東アジアを形成することは、地球の将来がかかった問題であり、戦争責任を明確にしたうえで新たな東アジアの枠組みをつくりあげていくことも、きわめて重要な課題であることは言を待たない。またAPUの 6 年間の歩みのなかには、RU側も学ぶに値する幾多の積極面が生まれていることも確かであろう。

APUを創造されてきた人々の労苦には敬意を表するが、と同時にAPUの歩みのなかには、さまざまな事情や制約から、RUにはみられないような否定的現象もうまれているように思われる。本文書の提起する方向がAPUには先取的に、純粋培養的に現れているといってもよい。たとえば①言語関係の教員の任務は教育中心であり、研究はしてもらわなくてもよいといわれたという証言があるし、②APUの多様な教学展開の扇の終点に位置するアジア太平洋学が未成熟である、③一部の上級職員と管理職教員のトップダウン型の決定が著しく、教授会自治が機能していないという証言もある。

行うべきことは、プラス面とマイナス面とをリアルに峻別し、RUはAPUの何を学び、何を学んではならないかを冷静に判断することであろう。APUに先導的に現れている教授会の形骸化、トップダウン型の管理運営方式までRUが学ぶ必要はなく、逆にAPU側は、RUの到達した民主的な達成物を学んでもらいたいと思う。

おわりに——立命館学園の前途をめぐる 2 つの道

—— 真実を求める「知の共同体」の道か、金儲けのための「知の企業体」の道か

たしかに教育の私事化、「教育投資論」といった新自由主義の教育論の影響をうけて、私学助成の運動は、期待されるほどの成果をあげていない。しかし将来、どのような地点に到達すべきかという問題の探求を、現状の「困難」を理由に放棄するべきではない。「相対的低学費政策」の魂に含まれていた国民の学ぶ権利、「高等教育の無償化」の原則を、新自由主義の攻勢のもとで、どう創造的に継承していったらよいかも深めるべきだ。

立命館学園の前途には、2つの道が分かれている。第一の道は、学園の新自由主義的な改造の道だ。営利のための「知の企業体」への改造をトップダウン的に行おうという道だ。

もう一つの道は、真実を求める「知の共同体」として発展させていこうとする「学園の民主主義的発展」、学問のバランスのとれた発展、教養教育のコア・カリキュラムを再建する道だ。後者の道こそ、ユネスコの「高等教育宣言」の指し示す「世界標準」の道でもある。これまでは大筋において後者の道を歩んできたからこそ、全学構成員の深い合意と信頼をつくりだし、理工と経済経営学部のBKCキャンパス移転を実現させ、1990年代の学園のめざましい発展を保障してきたと私は考える。

この間の発展をささえた学園づくりの教訓は、90年代に、つぎの6つの原則に定式化されたことがある。

①「教学優先の原則」

「学生や生徒の立場にたって考える」ということの中心的内容でもある。また学園運営にあたり、常に教学のありかたや改革の方向を踏まえて、財政政策を検討する。

②「学内責任の原則」

学園の教育・研究・管理・運営すべてについて、学園の構成員が責任をもつことが重要である。これは「学園の自治」「大学の自治」そのものの重要な構成要素である。

③「全学合意の原則」

学園の将来を決定する重要な全学的政策については、全学的合意を形成することが重要である。全学協議会方式がその象徴である。

④「政策の一致にもとづく統一の原則」

長期計画をはじめとする学園政策に基づいた学園の統一的運営が重要であり、教学の責任者である総長を中心とする、民主的諸制度に立脚した学園執行部の政策提起能力をはじめとするリーダーシップが効果的に発揮されなければならない。

⑤「暴力否定の原則」

いかなる時代、いかなる状況であれ「暴力は絶対に許さない」という原則。暴力は人間性の否定であり、教育や人間を荒廃させる。学園構成員相互の不信と不団結を生み出す。

⑥「自主・民主・公開・平和利用の原則」

社会的な関係が強化されればされるほど、大学としての基本的姿勢を明確にして取り組む必要がある。

この6原則は、ユネスコの「高等教育宣言」とも協奏するかたちで、いまでも光を放って

いる。真実を求める「知の共同体」をつくる民主主義の道か、金儲けのための「知の企業体」に学園を変質させる新自由主義の道か。どちらの道を選んだらいいのだろうか。総長選挙をひかえて、全学構成員の良識ある判断が求められる。